

飯山市景観計画の一部変更について（案）

飯山市景観計画の一部変更（案）について

○概要

- ①「太陽光発電施設」を独自の届出対象行為とする
- ② ①に併せて文言の一部修正

①について

○背景

昨年からソーラーパネル設置に関する問い合わせが業者（市外含む）から数件寄せられている。

県内では森林伐採を伴う開発計画が進んでおり、環境保全・景観・土砂災害等の観点から心配する声が上がっていることから、長野県は景観規則を改正。太陽光発電施設を独自の届出対象行為に設定。

→県の届出対象基準が現状の市の基準よりも明瞭であることから、県に足並みを揃える形で改正

○内容

太陽光発電施設を電気供給施設・通信等施設とは別の届出対象行為とし、対象となる基準を下記のとおりとする。

現 状：高さ 8 m 超又は築造面積 20 m² 超
改正案：モジュールの築造面積の合計で 20 m² 超
(既存の建築物に後付する場合は、建築物の外観変更（25 m² 超が対象）)

改正後の長野県景観規則における高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域（飯山市がかつて該当）の届出基準をベースに設定しているため、周辺自治体とは同じレベル

○改正による変化

- ・太陽光発電に関する届出基準の明確化

1. 景観計画区域の基準・制限と創造の考え方

良好な風景づくりを進めるため、景観計画区域内で風景要素となっている建築物の建築や工作物の建設などを行う場合には、本計画で定める風景づくりの基準を基本に、制限と創造により良好な風景へと導きます。

2. 届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第 16 条関係）

（1）届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出(法第 16 条第 1 項)を要する行為は下表のとおりとします。

行為の種類		行為の規模
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転
		② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更
	工作物	③ プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類※ ¹
		④ 電気供給施設・通信等施設※ ²
		⑤ ③④以外の工作物
	⑥ ①から⑤までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠※ ³	
	⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採	
	⑧ 土地の形質の変更※ ⁴	
	⑨ 屋外における物件の堆積※ ⁵	

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設・通信等施設：電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※3 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

※4 土地の形質の変更：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更（土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）

※5 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

1. 景観計画区域の基準・制限と創造の考え方

良好な風景づくりを進めるため、景観計画区域内で風景要素となっている建築物の建築や工作物の建設などを行う場合には、本計画で定める風景づくりの基準を基本に、制限と創造により良好な風景へと導きます。

2. 届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第 16 条関係）

（1）届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出（法第 16 条第 1 項）を要する行為は下表のとおりとします。

行為の種類		行為の規模
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転
	建築物	② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更
	工作物	③ プラント類、自動車車庫（建築物としない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 ^{※1}
		④ 電気事業の用に供する施設・通信等施設 ^{※2}
		⑤ 太陽光発電施設 ^{※3}
		⑥ ③④⑤以外の工作物
	⑦ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 ^{※4}	
	⑧ 土石の採取又は鉱物の掘採	
	⑨ 土地の形質の変更 ^{※5}	
	⑩ 屋外における物件の堆積 ^{※6}	
		床面積が 20 m ² を超えるもの 又は高さが 13mを超えるもの
		変更面積が 25 m ² を超えるもの
		築造面積が 20 m ² を超えるもの
		高さが 8mを超えるもの 又は築造面積が 20 m ² を超えるもの
		太陽電池モジュールの築造面積の合計が 20 m ² を超えるもの
		高さが 5mを超えるもの
		面積が 3 m ² を超えるもの
		面積が 300 m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5mを超えるもの
		面積 300 m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5mを超えるもの
		高さが 3mを超えるもの 又は面積が 100 m ² を超えるもの

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気事業の用に供する施設・通信等施設：⑤ 太陽光発電施設を除く

※3 一団の土地又は水面に設置されるものとし、建築物の屋上又は屋根に設置する場合は建築物に係る行為とする

※4 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

※5 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更（土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）

※6 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

その他

大規模太陽光発電施設 工作物 | 電気供給施設

風景づくりの基準

大規模な太陽光発電施設は、届出対象行為のうち、工作物の電気供給施設（築造面積が20 m²以上）に該当することから、地域区分毎の基準に沿って風景づくりに配慮すること。特に行為の種類のうち配置や意匠・形態、緑化について考慮し、周辺の風景に調和するように努めること。

解説

環境問題や再生可能エネルギーの利用などの観点から大規模太陽光発電施設の設置が増えてきています。しかしながら、広い敷地の地上の直接設置できるパネルは、上から見下ろせるところや遠方から見える場合は、周囲の自然などとの調和を考えた設置場所を考える必要があります。また、施設の電柱・鉄塔、付帯設備などは、出来るだけ目立たない位置に配置します。敷地の周りは、出来る限りパネルやその骨組などが直接見えないように緑化や周囲と調和する塀などを設けます。

●周囲に配慮する太陽光発電所



田園風景に対して規模の大きさが目立つ



工業地域に設置された発電所



パネルの裏側や設備がむき出しに見える



周囲の緑化により風景に配慮する

太陽光発電施設等 建築物・工作物

風景づくりの基準

太陽光発電設備又は施設は、届出対象行為のうち、建築物に係る行為又は工作物の太陽光発電施設に該当することから、地域区分毎の基準に沿って風景づくりに配慮すること。特に行為の種類のうち配置や意匠・形態、緑化について考慮し、周辺の風景に調和するように努めること。

解説

環境問題や再生可能エネルギーの利用などの観点から太陽光発電設備・施設の設置が増えてきていますが、設置にあたっては周囲の自然などとの調和を考える必要があります。

屋根又は屋上への設置にあたっては、モジュールは、反射が少なく色彩を黒又は低彩度・低明度の目立たないものとします。またパネルの枠及び架台の色は、黒・濃い灰色とするよう努めます。外壁への設置にあたっては、その他の外壁の色彩と調和するものとします。

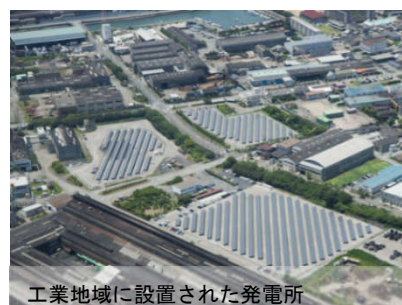
地上への設置にあたっては、施設の電柱・鉄塔、付帯設備などは、出来るだけ目立たない位置に配置します。敷地の周りは、出来る限りパネルやその骨組などが直接見えないように緑化や周囲と調和する塀などを設けます。

モジュール面積が 300 m²以上の太陽光発電施設等を設置する場合、その計画の概要が明らかになった時点で地域住民等（地域住民（設置が計画される区域周辺の土地及び家屋の所有者）並びに区長（地域住民が属する行政連絡区の代表者））に対して計画の説明・協議を十分に行い、協調に努めます。

●周囲に配慮する太陽光発電施設等



田園風景に対して規模の大きさが目立つ



工業地域に設置された発電所



パネルの裏側や設備がむき出しに見える



周囲の緑化により風景に配慮する